第１号様式

（第５条関係）

年　　月　　日

**鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付申請書**

鎌倉市長　宛

鎌倉市介護従事者資格取得補助金を受けたいので、鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな |  | | | |
| 氏　　名 | **印** | | | |
| 住　　所 | 〒　　　－  TEL　　　　　（　　　　　） | | | |
| 勤務先 | 名称 |  | | |
| 住所 | 〒　　　－  TEL　　　　　（　　　　　） | | |
| 採用年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 | | |
| 研修を修了した者 | 受講研修種別 | □　**生活援助従事者**研修  □　**認知症介護基礎**研修  □　介護職員**初任者**研修  □　介護福祉士**実務者**研修 | | 養成機関名 |  |
| 研修期間 | 年月日～  年月日 | | 研修修了年月日 | 年月日 |
| 費用負担額 | 円 | | 補助金申請額  （上限30,000円） | 円 |
| 試験に合格した者 | 試験種別 | □　**介護福祉士**国家試験  □　**介護支援専門員**実務研修受講試験 | | | |
| 合格年度 | 年度 | | 登録年月日  （**のみ**記載） | 年月日 |
| 費用負担額 | 円 | | 補助金申請額  （上限30,000円） | 円 |

**☞必要な書類は添付されていますか？**

□⑴　受講料等の**領収証**の写し

□⑵　**研修を修了した者**→**研修修了証明書**の写し

**介護福祉士**→介護福祉士国家試験**合格証書**及び介護福祉士**登録証**の写し

**介護支援専門員実務研修受講試験**→**合否通知**の写し

□⑶　勤務先が発行した**鎌倉市介護従事者資格取得補助金就業証明書**（第２号様式）

**（裏面もご記入ください）**

鎌倉市介護従事者資格取得補助金に関する同意書兼誓約書

私は、鎌倉市介護従事者資格取得補助金を申請するにあたり、鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付要綱の規定を理解した上で申し込みます。 また、次のとおり誓約し、同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 私は、鎌倉市介護従事者資格取得補助金の交付事務において、鎌倉市職員が住民基本台帳の情報を利用して申請者である私の氏名、住所を確認することに同意します。 | □　はい  □　いいえ |
| ２ | 私は、鎌倉市に収める市税に滞納がないことを誓約します。また、右宣誓内容について、鎌倉市が必要と認める場合には、私の市税納付状況について照会が行われることに同意します。 | □　はい  □　いいえ |
| 3 | 私は、自己が暴力団排除に関する鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付要綱第４条第２項（下記**【参考】**参照）の各号には該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、右宣誓内容について、鎌倉市が必要と認める場合には、鎌倉警察署又は大船警察署に宣誓内容について照会が行われることに同意します。 | □　はい  □　いいえ |
| ４ | 私は、本補助金のほかに、当該研修等の費用について、国、県、又は市の補助は受けておらず、また、申請も行っていません。 | □　はい  □　いいえ |

これらの誓約が虚偽である場合、又はこの誓約に反した場合には、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

**【参考】**

（補助の対象となる者）

第４条　この補助金を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、鎌倉市内の介護事業所に勤務し、かつ当該介護事業所を運営する法人等に直接雇用されている者で、次の各号のいずれかの要件を満たす者である。

⑴　資格取得日時点で当該介護事業所に勤務していた者については、その日から６か月以上、当該介護事業所に継続して勤務していること。

⑵　資格取得日時点で鎌倉市内の介護事業所に勤務していなかった者については、資格取得日から１年以内に鎌倉市内の介護事業所に就労し、継続して６か月以上勤務していること。

２　前項の要件を満たす場合においても、次の各号のいずれかに該当する者は、本補助金の交付対象としない。

⑴　暴力団員等に該当する者

⑵　暴力団又は暴力団員等の統制下にある者

⑶　暴力団員等に該当する者が役員に含まれる法人又は暴力団員等がその事業活動に支配的な影響力を有する法人に所属する者

⑷　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑸　鎌倉市の市税を滞納している者

⑹　本補助金のほかに、当該研修の費用について、国、県、他の地方公共団体、公益団体等から同種の補助金等（就労している勤務先からこの要綱の補助金の対象となる経費について一部補助を受けている場合を除く。）を受け、若しくは申請を行った者